

今回のテーマ「外国人労働者雇用問題啓発月間」について

福岡県外国人材受入対策協議会事務局の福岡県国際政策課より「外国人労働者雇用問題啓発月間」に関する情報提供がありました。取組み内容やパンフレット等資料はこちら↓↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14089.html

外国人労働者雇用問題啓発月間（令和二年十一月一日～十一月三十日）

「守ろう雇用、誰もが活躍」外国人雇用はルールを守って適正に

令和2年11月版

（外国人を雇用する事業主の方へ）

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

1 雇入れ・離職時の届出 P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理 P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

在留資格一覧表	P16
外国人の雇用に関する参考情報	P17
外国人の雇用に関するQ&A	P18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P18
関係機関のお問い合わせ先	P19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P20



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL021102外01